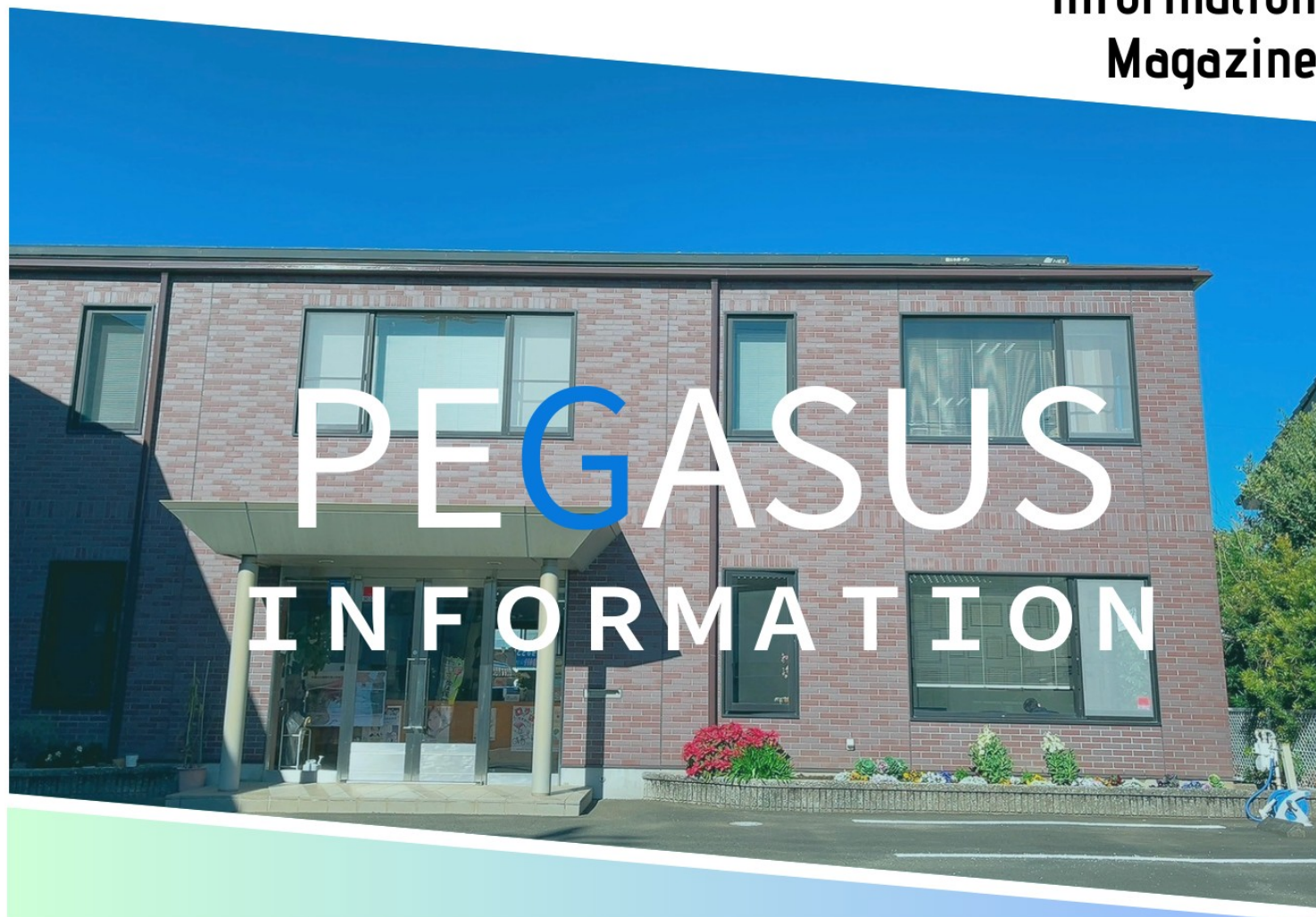


Pegasus

TAKE FREE

NOVEMBER 2025 11

Information
Magazine



Contents

- ・ 19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における
年間収入要件の変更
 - ・ 2024 年以降の相続税・贈与税の最新動向と AI 調査
 - ・ 年末の年金額が変わるかも？(在職定時改定)
- コラム：貝を捌きたい



-人にしかできないサポートを-

PEGASUS GROUP

今月の行事とお知らせ

年末調整の準備をお願いします！

- ・今年退職者の源泉徴収票の発行
- ・今年入社した社員の前職の源泉徴収票を回収
- ・扶養控除等(異動)申告書/保険料控除申告書/基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の回収確認

Contents 1. 19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和7年の税法上の見直しを受け、社会保険においても、扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く。)が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

税法上の要件とは全く異なりますので、別のものとして再度ご確認ください。



<令和7年10月1日～の要件>

年間収入 **150 万円未満※**(60 歳以上または障害者の場合は、年間収入 180 万円未満)および ※これまでは 130 万円未満

同居の場合:収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満

別居の場合:収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

<年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)の判定について>

年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。(いわゆる数え年で確認)

例えば、扶養認定を受ける方が令和 7 年 11 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、令和 7 年(暦年)における年間収入要件は 150 万円未満となります。

令和 7 年 9 月 30 日以前に扶養認定済みの 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者で、年間収入が 150 万円以上見込まれる場合は被扶養者の削除の手続きが必要になります。

また、現在被扶養者として認定されていない 19 歳以上 23 歳未満の方において、扶養加入後の収入が150万円未満に収まる見込みであるならば、被扶養者として令和7年10月1日～の日付で加入手続きが必要となります。



<Q&A>

Q1:学生のみが対象でしょうか。

A. いいえ、学生かどうかは関係なく、年齢で対象となってきます。

ただし、被保険者の配偶者となっている方は対象外です。

Q2:1年間の収入とはその年の1月1日～12月31日の収入を指すのでしょうか。

A. 違います。被扶養者となる日から1年間の見込み収入を指しています。

※ 社内では、以下の点を確認の上、手続きが必要になります。

- ・ 扶養手続きの見直し
- ・ 社員への周知
- ・ 就業規則の確認(家族手当の要件など)

また、協会けんぽ以外の健康保険組合にご加入の方は、要件が異なりますので、それぞれの健康保険組合へご確認下さい。

(山田ま)

Contents 2. 2024 年以降の相続税・贈与税の最新動向と AI 調査の導入

相続税は人が亡くなったときに亡くなった人(被相続人)の財産をもらった(=相続した)人(相続人)が払う税金です。一方、贈与税は、生前に二者の間で財産をあげた、もらったという行為があった場合に、もらった人(受贈者)が払う税金です。相続税、贈与税について、現在のトピックを紹介します。

① 生前贈与加算のルール変更

2024 年 1 月 1 日以降、生前贈与した財産の価額(暦年課税)を相続時に相続財産に加算する期間が、従来の「相続開始前 3 年以内」から「7 年以内」に延長されています。2030 年 12 月 31 日までの期間は段階的に加算期間が延長され、完全に 7 年分加算されるのは 2031 年 1 月 1 日以降の相続からとなります。



同時に、延長された 4 年間(相続開始前 3 年超 7 年以内)の贈与については、合計 100 万円まで相続財産への加算から控除されます。

3

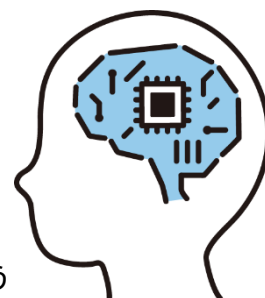
② 相続時精算課税制度に、基礎控除が新設

相続時精算課税制度により行われた贈与については 2500 万円の贈与税非課税枠がありますが、その非課税枠とは別に、2024 年 1 月 1 日からは、相続時精算課税制度を選択した場合でも年間 110 万円の基礎控除が適用されるようになりました。また、この 110 万円の基礎控除分は、相続時の持ち戻しの対象外となります。

①、②の 2023 年改正は既に適用されており、ペガサス情報誌 2024 年 6 月号、2023 年 3 月号で取り扱ったところですが、次の③については今年夏から新たに始まった情報になります。

③ 相続税調査に「AI 活用」が本格導入

今年夏から実施する相続税の税務調査などに人工知能(AI)を活用すると、国税局よりメディアを通して発表されました。相続税の申告書や財産状況が分かる資料などを AI で分析、申告漏れの可能性をスコア化して、調査対象者の選定を行うというものです。



AI が分析するデータ

国税庁によると、AI での分析対象となるのは 2023 年に発生した相続事案が中心となるそうです。

具体的には、相続税の申告書や一定規模以上の資産を持つ人が提出する財産債務調書、海外送受金を記録した資料、生命保険の一時金の支払調書や金地金を売却した際の支払調書などを AI で分析したうえで、過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から、不正や申告ミスが生じる傾向を見つけ出し、AI 分析のためのデータとして活用します。

スコア判定で見える化

納税者から提出された申告書に対して、国税庁が AI でデータを分析し、0 から 1 の間で「リスクスコア」を付けます。スコアが 1 に近いほど、申告漏れの可能性が高いと判定され、調査に移行する可能性が高いようです。

調査機会は一度限り

相続税の申告は、人が亡くなった時に一度だけ行うものであり、所得税や法人税のように年 1 回の継続的な申告があるわけではないので、調査機会は一度限りです。国税庁は調査したいターゲットを逃すまいとしています。

AI の導入によって、これまで人手に頼っていた調査対象の選定作業が、大幅に効率化され、調査の精度とスピードがあがることが予想されます。

あなたの相続税申告、リスクはありませんか？

2025 年は団塊の世代がすべて 75 歳以上になり相続件数も大幅に増えていくと見込まれています。

現金や預貯金、不動産、有価証券などの財産はもちろん、名義預金やタンス預金ももれなく申告することが重要です。また土地や建物などの不動産、非上場株式などは、評価の方法を熟知していないと評価額を間違えてしまうリスクもあります。



ペガサスコンサルティンググループ 税理士法人ペガサスでは、生前の相続税対策としての生前贈与、相続税申告のお手伝いをしております。

(岩崎)

Contents 3. 年末の年金額が変わるかも？(在職定時改定)

年末が近づき、12月に支給される年金額に少し変化があるかもしれません。

65歳以上で働いている方は、「在職定時改定」という制度によって、年金額が少し増える仕組みがあります。これは2022年から始まった新しい制度で、まだ十分に知られていない部分もありますが、仕事を続けている方にとっては見逃せないポイントです。

これまで年金額の見直し(改定)は、退職したときや70歳になったときなどのタイミングでしか行われませんでした。つまり、65歳以上で厚生年金に加入して働き年金をおさめていても、退職するまではその分が年金額に反映されない仕組みでした。

「働いても年金が増えないの？」という声に応える形で導入されたのが「在職定時改定」です。この制度は65歳以上で厚生年金に加入している方が対象です。毎年9月1日時点で被保険者である場合、その前年度(9月～当年8月)の納付状況をもとに、10月分からの年金額が自動的に見直されます。改定は年1回、12月に支給される年金(10, 11月分)から反映されます。

年金が増えると聞くと期待してしまいがちですが、実際の増加額はそれほど大きくはなく、月額で数百円から数千円のケースが多く、劇的な変化とは言えないのが現実です。それでも、働いた分だけ年金額が増える可能性があることは、働く意欲につながるのではないのでしょうか。



なお、働きながら年金を受け取る場合は、収入により年金の一部が支給停止となる「在職老齢年金制度」が適用されることもあるため、気になる方は事前に確認しておくとう安心です。

この機会に、ご自身の年金額を確認してみるのはいかがでしょうか？

「ねんきんネット」では、現在の年金記録の確認や、将来の年金見込み額の試算、保険料の納付状況の確認などが24時間いつでも行えます。

利用には事前の登録が必要です。登録には、「マイナンバーカード」または「基礎年金番号」と「メールアドレス」が必要です。一度登録するといつでもご自身の年金情報を確認できる便利なサービスです。



(伊藤み)

Column

皆様こんにちは！ここからは栗津がコラムのコーナーをお送りします。皆様は無性に貝が食べたくなったことはあるでしょうか。私はあります。

先日、サザエを捌く動画を見ていたら、無性にサザエが捌きたくなり、鮮魚店に行ったもののサザエが無く、妥協してアワビを買い、肉を買いに行ったスーパーでサザエを発見し、結局どちらも捌きました。

サザエが2個で250円、アワビが2個で750円、1,000円でなかなか楽しめました。

この文章を書いていたら、無性に貝が食べたかったのではなく、無性に貝が捌きたかっただけだと気づきました。手間はかかりますが、美味しいですし楽しいので、皆さんも是非、貝を捌いてみてください。



ペガサスコンサルティンググループ
伊藤社会保険労務士事務所
〔有〕静岡経営労務管理センター
社労士法人ペガサス
税理士法人ペガサス



〒426-0061静岡県藤枝市田沼3丁目23-35

TEL：054-637-3131 FAX:054-636-3399

HP：<http://www.roumu-110.co.jp/>

